

独立行政法人航空大学校 令和8年度計画

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条第1項に基づき独立行政法人航空大学校の令和8年度計画を以下のとおり定める。

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する年度計画

独立行政法人航空大学校法（平成11年法律第215号）に基づき、航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者（以下「操縦士」という。）を養成する業務等を実施する。また、安全確保を大前提に、令和10年度目途の待機学生の解消に向けて取り組み、その後は我が国航空会社の基幹的要員となる質の高い操縦士を毎年100名規模で安定的に輩出するため、次の取組を実施する。なお、訓練遅延の早期解消等の大きな課題を抱える中で、取組を実施するにあたっては、国においても必要な予算の確保や体制面での協力が不可欠であるため、国と十分にコミュニケーションを取りながら、密に連携を図る。

（1）航空安全に係る教育等の充実に関する年度計画

安全運航の確保を業務運営上の最重要課題として位置付け、理事長のリーダーシップの下、法令・規則を遵守し、航空事故・重大インシデント0件を達成するために以下の事項を行う。またこれまでの安全対策の見直しによる効果や課題を総括し、及び安全管理に係る体制の見直し等により安全管理体制の強化に向けた取組を定着させる。

- ① 航空安全プログラム（SSP）に基づき、次に掲げる取組を実施することで航空事故その他の航空の安全運航に影響を及ぼす事態を未然に防ぎ、もってその安全の確保を図る。

イ 安全指標及び安全目標値について、以下のとおり設定する。

a 航空事故・重大インシデント0件

b 安全リスク管理の適切な実施

独立行政法人航空大学校安全管理規程に基づく安全レポート取扱い要領に従って、報告された不安全事象を分析・評価し、そのリスクに基づき分類された不安全事象について次に掲げるとおりとする。

(i) レッドゾーンに分類される不安全事象（大学校の責によらないものを除く。）：0件

(ii) イエローゾーンに分類される不安全事象（大学校の責によらないものを除く。以下同じ。）：同分類に属する全ての不安全事象に対して、事象発生後に適切な措置を実施し、リスクが許容可能な水準以下に低減され、維持されている状態を確保する。なお、恒久措置の検討・実施に時間を要する場合には、暫定措置を実施したうえで恒久措置を適切に実施する。安全委員会は、不安全事象の発生状況及びそれに対するリスク分類、措置の実施状況並びにその効果等を確認、評価及び管理し、必要に応じて追加措置を指示する。これらの活動により、リスクを許容可能な水準以下とすること

を維持する。また、参考値として、イエローゾーンに分類される不安全事象について、10000時間あたりの発生件数のモニタリングを行う。

c 安全教育受講回数

役員、運航に係る職員及び学生それぞれ2回以上

d 役員、教頭又は実科首次席教官（経験者を含む）による航空大学校に所属する教官に対するオブザーブ回数

教官1人に対して年に2回以上

e ヒヤリハットを報告しやすい環境

ヒヤリハットの報告件数について、年間36件を基準値とし、報告件数が基準値を下回る場合には、ヒヤリハットを報告しやすい環境となっているかどうかについて分析を行う。評価にあたっては、報告件数だけでなく、その分析の結果も勘案する。

ロ 理事長のリーダーシップの下で現行の安全管理システム（SMS）の強化を図り、安全目標の達成度や安全対策の実施状況について、総合安全推進会議において半期毎に把握・分析を行い、必要な改善点等の検討を行ったうえで、安全に関する取り組み目標の再設定を行う。

SMSの一環として策定された安全に関する基本方針に基づき、公正な文化（JUST CULTURE）の定着を図るとともに安全業務計画を作成し実施する。

組織内の適切な意思の疎通及び安全情報の共有のため、各校において学生をオブザーバに加えた上で安全委員会を毎月1回実施するとともに、各校間の情報共有等を深めるため必要に応じて三校合同の安全委員会を開催する。

7月を航大安全月間として、ヒヤリハット報告の教育・奨励や安全教育など、安全のための取り組みを集中して行う。

※公正な文化（JUST CULTURE）とは、安全に関する大切な情報を提出することが奨励され、許容されること・されないことが明確に区別されることにより構築される。

ハ 公正な文化（JUST CULTURE）の定着を図ることにより、報告する文化を確立し、義務報告について引き続き実施するとともに、引き続きヒヤリハット報告等の教育・啓発を図り必要に応じて国土交通省等に報告する。

ニ 組織全体の安全意識の更なる向上を図るために学識経験者、航空事故調査官等の外部講師による役員及び職員への安全教育を2回以上実施する。また、航空大学校内部においても、役員又は管理職員から職員への安全教育を2回以上実施し、法令等規則の遵守に関しても注意喚起を行うとともに、平成23年の帯広

事故の後から行っている学生からのアサーション（注意喚起）がしやすい雰囲気作りについて、学生から理事長へ直接提出するアンケート等により教官に対しての個別指導を行うなどの取り組みを強化する。

整備委託先等に対しては安全・品質監査等を通じて安全教育実施の指導・監督を行う。更に、訓練機の安全運航の確保に係る調査・検討を行うとともに、その結果について周知・徹底等を図る。

- ② 学生に対する安全教育を飛行訓練に移行する前から開始する。過去の事故例から航空事故とCRMについて教授するなど、航空安全についての教育を合計60時間程度実施することとし、特に飛行訓練開始前からのCRMについての教育を充実させる。また、公正な文化（JUST CULTURE）に基づく安全風土を醸成することにより、安全管理システム（SMS）の適切な機能を図り、航空事故への予防意識の定着を図るとともに、アンケートの内容を充実させるなど、学生から教育に関する意見や要望等の収集・分析を行い、安全教育に反映する取り組みを強化する。また、訓練機システムの理解を促進し、操作手順との整合を図る。
- ③ 実機訓練における教育の実態をより正確に把握するために実施しているICレコーダーの運用について効果や課題を検証するとともに、役員、教頭または実科首席教官（経験者含む）による教官オブザーブの実施等担当教官に対する教育方法等に関するアドバイス等を行う体制を充実させる。また、教育方法等に関する教官間の意見交換として教官会議を月に1回程度実施する。
- ④ 総合安全推進会議において、安全監査プログラムを策定し、整備委託先等を含む訓練機の運航に係る安全監査を年1回実施するとともに、自己監査としての安全総点検を2回実施する。また、日常の業務における管理・監督等を通じて、最適な安全管理の実施やヒューマンエラーの防止等に努め、安全対策に万全を期す。
さらに、航空大学校全体にかかる安全管理体制が適切に機能しているか航空局による安全監査を受検する。
外部養成施設を一時的に活用する場合には、事前に委託先監査を実施し安全管理体制を確認するとともに、訓練期間中は現地へ派遣する教官等による安全管理体制や訓練品質を確認することで、当該施設における訓練の安全確保に万全を期する。
- ⑤ 年1回、組織全体の安全管理体制の構築・改善の状況を振り返り、適切かつ有効に機能しているか確認し、必要に応じて見直しを行う。

（2）待機学生の早期解消や安定養成に向けた取組

待機学生の解消にあたっては通常の養成数（年間100名規模）を上回る規模の養成をする必要があるため、令和10年度目途の待機学生解消に向けては、航空局による体制面での協力や予算の確保等の面での連携を受けながら、①を含めた施策

に取り組む。待機学生の解消後は、毎年 100 名規模の安定養成を継続することを目標に、②に示す養成事業の効率化を実施する。

① 待機学生の早期解消

イ 土日フライトの実施

具体的な運用について関係先と調整し、まず宮崎飛行課程において計画的休日フライト（訓練可能日数（平日）と天候率等を考慮してスケジュール通りの訓練完了を確保するために必要なものとして計画時点から予め設定する休日フライト）を試行する。帯広飛行課程・仙台飛行課程においても計画的休日フライトの要否を検証した上、宮崎飛行課程での結果を踏まえ、運用を拡大する。

また、訓練が想定以上に遅れた際、追加で休日フライトを実施する。

ロ リソースを最大限活用した養成

入学前や帯広飛行課程・宮崎飛行課程の課程間における待機期間の早期解消を図るため、クラスに欠員が生じた際は、公平性の確保に十分配慮した上で、事前の説明会等を通じて趣旨・目的の理解促進を図りつつ、後続の待機学生から繰り上げ編入を実施する。

ハ 外部養成施設の活用

外部養成施設の活用に向けた活用先等との調整及び実施に係る航大における体制等の検討・構築を進め、年度内の外部養成施設での 1 クラス規模の訓練を開始する。

② 恒常的な安定養成

イ 訓練遅延に対する意識の徹底

訓練遅延に対する経営層を含む全職員の意識を高めるため、訓練遅延を防止するとともに、その予兆があった場合の対策の考え方・手順を規定化し、適宜その内容を見直す。また、訓練時間等に係る目標値を定め、定期的に訓練進捗を評価し、その結果を経営層が参加する会議で報告するなどして、訓練進捗の組織的・定期的な管理を行う。

ロ 訓練カリキュラム等の抜本見直し

令和 10 年度目途のシラバス導入を目指し、基本方針を策定し、具体的なレッスンプラン・規程類の作成を進める。また、教官の任用訓練等の効率化を令和 7 年度までに進めてきたところ、シラバスの運用に必要な教官確保の措置を進めるとともに、必要に応じて更なる効率化の検討を進める。

ハ 追加訓練時間の上限設定

令和 7 年度における追加訓練時間の上限設定見直しに加え、追加訓練時間減少に向けた更なる具体的かつ効果的な方策を検討し逐次措置する。

(3) 教育の質の確保

基幹的要員となる質の高い操縦士の養成を行うという観点から、以下の施策を実施することにより教育の質の確保を図る。なお、待機学生の解消に係る対策の取組の実施にあたり、資格取得率及び就職率が前中期計画実績から極端に低下することがないように継続的にモニタリングを行い、必要に応じて追加の対策を講じる。本項に関連する指標として、過去5年以内に卒業生を採用した航空会社に対するアンケートについて、各年度とも80%以上の肯定的な評価を得るとする。

① 学生への教育の質の確保

イ 航空会社と業務運営等に関して定期的に意見交換や情報交換を行い、エアラインパイロットに要求される知識・技能等を的確に把握し、教育内容、教育体制の充実を図るとともに、より多くの学生が操縦士として就職できるよう就職支援にも活用する。また、待機中の学生のモチベーション向上や有益な経験を積む機会の提供の観点から、航空会社等におけるインターンシップ等の情報を提供する。

ロ 以下の調査・研究を実施し、その成果を教育・訓練に反映させる。なお、調査・研究は、下記項目に限らず取り組む。

a 生成AIを活用した運航前準備に必要なデータの検証・分析

b 米国における効果的な教育内容・手法及びその評価法

ハ 学科教育について、教育内容の充実等により、学内成績や国家試験合格率の維持・向上を図る。

② 資質の高い学生の確保

イ より資質の高い学生を確保するため、募集にあたってはポスターや雑誌等による広報、インターネット等の媒体の有効活用により、効果的かつ効率的な広報活動に努める。

ロ 航空会社等と情報交換しつつ、入学後の成績、現行の入学試験（学力試験、適性試験等）の内容及び実施方法等について継続的に評価を行い、その結果を入学試験制度に反映する。

③ 訓練環境の改善

安定的な訓練実施のため、訓練環境の維持向上を図る。特に、天候や機材不具合等に影響される実機訓練を計画的に実施するため、既存の訓練環境に応じた教育内容の最適化を図りつつ、必要な訓練環境の整備を図る。また、各校の整備委託先との連絡会議を毎月1回実施し、整備委託先との適切な意思の疎通及び整備情報の共有を行い、十分な機材不具合対応を実施するとともに、安全確保を前提として、可能な整備の効率化を図る。

加えて、効率的で効果的な教育により学生の訓練効果を高める訓練内容の向上

に向けて、学科教育及び操縦教育における ICT の活用、書類の電子化等を推進する。

④ 教官の質の確保

教育の質の向上や平準化を図るため、以下の取組を行う。

イ 指導方法等に関する教官間の意見交換等を実施し、教官の教育技法等の向上及び標準化に向けて取り組む。

ロ 定期的に教育技法等の向上のための研修を実施する。

ハ 技能審査を毎年 1 回実施する。

(4) 私立大学等の民間養成機関への技術支援

民間養成機関における学生等の技量レベルの向上等に資するため、他の養成機関の要望に応じて、訓練遅延の早期解消への影響がない範囲での技術支援を実施する。

また、訓練遅延解消後の学科訓練の提供等、民間養成機関における学生等の技量レベルの向上等に資するための更なる支援の実施に向けた検討を行う。

(5) 裾野拡大

「空の日」行事を実施するとともに、地域の教育委員会等との調整を行い、校外学習の一環として小・中・高生を対象とした「航空教室」や地域住民への航空思想の普及、啓発を図るための市民航空講座を合計で年間 16 回程度実施する。

また、航空大学校における女性学生比率向上に向けて、入学試験の見直し後の検証及び女性学生受け入れ体制の充実、その後の女性枠の設置等の検討を着実に進める。

2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 業務改善の取組

① 組織パフォーマンスの向上

組織の効率的な運営を図る観点から、管理業務の精査・見直しや、新技術の活用等による教育支援業務の効率化等を実施するとともに、所要の規程の制改定を含め文書管理を適切に行い、事業運営の合理化・適正化を図る。

② 教育・訓練業務の効率化

イ 学科教育においては、現行の養成期間を維持し、継続的な見直しを行いつつ、引き続き教育の適正化・質の向上を図る。

ロ 操縦教育においては、現行の養成期間を維持しつつ、効率的な訓練を実施するため、本校・分校間の円滑な課程移行がなされるよう組織内の連携強化を図る。

③ 調達の合理化の推進

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月

25 日総務大臣決定)に基づき策定する「令和 8 年度独立行政法人航空大学校調達等合理化計画」による取組を着実に実施する。

また、随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」(平成 26 年 10 月 1 日付け総管査第 284 号総務省行政管理局長通知)に基づき明確化した、随意契約によることができる事由により、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。

④ 人件費管理の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、厳しく検証した上で、その検証結果や取組状況を公表する。

⑤ 教育コストの分析・評価

教育業務及び教育支援業務等に係る経費の分析・評価を行い、教育コストとそれ以外のコストを区別・把握することにより、教育コストの縮減に努める。

⑥ 一般管理費の効率化

一般管理費(人件費、公租公課、デジタル化関連経費等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、業務運営の効率化を図ることにより、引き続き効率的な執行に努め、物価の上昇による影響を除き、中期目標期間の最終年度(令和 12 年度)において、前中期目標期間の最終年度(令和 7 年度)と同額以下とするため、業務の効率化等により、経費の抑制に努める。

⑦ 業務経費の効率化

業務の効率化等により業務経費(人件費、公租公課、デジタル化関連経費等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、物価の上昇による影響を除き、本中期目標期間中に見込まれる当該経費総額(初年度の当該経費相当分に 5 を乗じた額。)を 2%程度縮減するため、業務の効率化等により、経費の抑制に努める。

(2) DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進

大学校の業務運営の合理化及び効率化に資する訓練管理のシステム化や総務会計業務のデジタル化に取り組むとともに、DXの推進に必要な知見を有する人材の確保・育成を図る。

その際、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定)に則り行う。

3. 予算、収支計画及び資金計画(人件費の見積もりを含む)

(1) 予算、収支計画及び資金計画

令和 8 年度の予算、収支計画及び資金計画は、別紙 1 のとおり。

(2) 自己収入の確保

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月閣議決定)や「交通政策審議会航空分科会基本政策部会／技術・安全部会乗員政策等検討合同小委員会とりまとめ」(平成 26 年 7 月)等を踏まえつつ、適正な受益者負担の水準を確保するため、航空会社及び学生が負担する割合については直接訓練経費の 3 分の 2 とする。また、民間養成機関の状況や学生の負担感を勘案したうえで、必要に応じ、負担率について検討するとともに、負担のあり方について、航空会社等関係者間での情報交換に取り組む。

4. 短期借入金の限度額

予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、500 百万円とする。

5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

該当なし

6. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

該当なし

7. 剰余金の使途

- ① 入学希望者数の増加策に要する費用
- ② 養成の向上に資する調査・研究及び航空技術安全行政に資するための調査・研究の実施
- ③ 効果的な養成を行うための教育機材の購入
- ④ 運航管理業務の充実を図るための業務支援機器の購入

8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 内部統制の充実・強化

内部統制については、理事長のリーダーシップの下、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について(平成 26 年 11 月 28 日行政管理局長通知)に基づき、業務方法書に定めた事項を適切に運用する。

また、大学校全体の業務執行及び組織管理・運営等に関し、理事長及び分校長を含めた役職員が参加する月 1 回程度の会議を通じて、これらの実施状況について実態を把握し、継続的な分析、必要な見直しを行う。

(2) 情報セキュリティの確保

情報セキュリティの確保にあたっては、「サイバーセキュリティ戦略」(令和 7 年 12 月 23 日閣議決定)等の政府方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。また、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」に基づ

き、規程やマニュアルの見直し等を引き続き行うとともに、国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、標的型攻撃メールや新型ウイルス等によるサイバー攻撃等の新たな脅威に迅速かつ的確に対応し、業務の継続性を確保する。

さらに、役職員に対する研修を実施し、情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図る。

(3) 人材の確保・育成

教官の高齢化が見込まれる中で高度で専門的な技能を要する人材を継続的に確保するための中長期的な視点に立った人材の採用、教官の教育技法等の向上に資する定期的な研修、事務職員の定期的な異動も考慮した組織運営（業務のマニュアル化、専門的な知見を有する契約職員の活用）等を含む適正な人材確保・育成方針を策定し、効率的・効果的な業務運営のために必要な役職員を確保する。

また、内部組織の活性化を図るため、エアラインパイロット経験者の招聘等のほか、各事業年度において職員の約 10%程度について、国または大学、民間等と人事交流を行う。

さらに、大学校における情報セキュリティの適切な運用のため、研修等による人材の育成・確保を図る。

(4) 施設及び設備の整備

令和 8 年度における施設及び設備に関する計画は、別紙 2 のとおり。

(5) 保有資産の見直し

保有資産については、引き続き、その利用度のほか、本来業務に支障がない範囲での有効利用の可能性、経済合理性などの観点から、その保有の必要性について不断に見直しを行う。

(6) 独立行政法人航空大学校法第 13 条第 1 項に規定する積立金の使途

独立行政法人航空大学校法第 13 条第 1 項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、同法第 11 条に規定する業務の運営の使途に充てる。

(7) 新たな社会ニーズ、環境変化への対応

2030 年以降の第 7 期中期目標の到来に備え、当該目標を設定する国の主導のもと、将来の社会情勢、航空業界の状況、他の養成機関の能力、我が国操縦士養成に係る社会的ニーズ、世界の動向等を見極め、大学校に期待される役割、養成規模、より効率的な訓練手法・不測の事態が発生した場合の代替基地の検討その他社会ニーズに適応するための必要な取組について、検討を継続する。

(別紙1)

予 算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	2,443
施設整備費補助金	0
業務収入	2,049
計	4,491
支出	
業務経費	2,969
教育経費	2,969
人件費	1,298
施設整備費	0
一般管理費	224
計	4,491

〔人件費の見積り〕

令和8年度中1,030百万円を支出する。
当該人件費の見積りは、予算表中の人件費の内、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当の費用である。(非常勤役職員給与等を除く。)

〔注記〕

退職手当については、役員退職手当支給規程及び職員退職手当支給規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	4,636
経常費用	4,636
一般管理費	224
減価償却費	144
教育経費	2,969
人件費	1,298
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	4,636
運営費交付金収益	2,443
施設費収益	0
業務収益	2,049
資産見返運営費交付金戻入	84
資産見返物品受贈額戻入	0
資産見返寄付金戻入	60
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	4,491
業務活動による支出	4,491
投資活動による支出	0
財務活動による支出	0
次期中期目標の期間への繰越金	0
資金収入	4,491
業務活動による収入	4,491
運営費交付金による収入	2,443
業務収入	2,049
その他の収入	0
投資活動による収入	0
施設整備費補助金による収入	0
その他の収入	0
財務活動による収入	0

※合計額は四捨五入のため合致しない場合がある。

施設及び設備に関する計画(その他業務運営に関する事項)

施設及び設備の内容	予定額(百万円)	財 源
施設整備費		
宮崎本校照明LED工事	31	独立行政法人航空大学校施設整備費補助金
宮崎本校女性活躍環境整備工事	15	独立行政法人航空大学校施設整備費補助金
仙台分校訓練棟改修工事	37	独立行政法人航空大学校施設整備費補助金
宮崎本校標識改修工事	1	独立行政法人航空大学校施設整備費補助金
合 計	84	

※令和7年度補正予算 翌債内諾額